

令和7年度輸出先国の規制に係る産地への
課題解決支援委託事業

報告書

令和8年3月18日

一般社団法人全国植物検疫協会

目 次

1. はじめに	1
2. 専門家リストの整備	
(1) 専門家の募集	2
(2) 専門家選定委員会の開催	2
(3) 専門家の委嘱	2
3. 相談窓口の設置	
(1) 相談窓口の設置	4
(2) 事業の広報	5
4. インターネットサイトの運営	7
5. 産地等の現状把握の実施	
(1) 輸出産地カルテの作成	9
(2) 産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取	11
6. 専門家による技術的支援の実施	
(1) 技術的支援の検討	11
(2) 課題解決支援事業の実施	12
(3) 専門家による情報収集	12
7. 技術的支援の実施結果	
(1) 輸出産地カルテの作成状況	13
(2) 相談者の傾向	13
(3) 相談の輸出先国の傾向	14
(4) 相談の輸出品目の傾向	14
(5) 相談内容の傾向	15
(6) ブロック別の相談件数	16
(7) 輸出先国別の相談傾向	16
(8) 技術的支援の実施状況	18
8. 事例集の作成	20
9. 技術資料の作成	20
10. 事業の実施	20
11. まとめ	21
12. おわりに	24
別紙（技術資料）	
農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬基準等への対応	25

1. はじめに

令和2年11月に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが不可欠である。このため、輸出先国に存在しない特定の病虫害が我が国に存在していることにより特別な防除や選果等の作業が必要となる場合や、輸出先国において輸出しようとする農産物に対する残留農薬基準値が極めて低く設定されていることにより生産の際に相手国の基準値を超過しないような農薬の使用方法による防除等が必要となる場合がある。また、運送方法や梱包方法、ポストハーベストによる品質への影響も産地が抱える課題となっている。

これらの点を踏まえ、植物検疫、病虫害防除、流通・販売など幅広い分野の専門家から構成される産地への技術的支援体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地、流通・販売事業者の意向及び課題を聴取・分析し、産地等の要望に合致した専門家を現地に派遣すること等により、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的支援及びその調査・分析を行い、輸出先国の規制に則した防除体系、栽培方法、流通形態等の普及を促進することを目的として、「令和7年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」を実施した。

一般社団法人全国植物検疫協会（以下、「全植検協」という。）では、本事業を円滑に進めるために全植検協内に課題解決支援事業事務局（以下、「事務局」という。）を置き、次により事業を実施した。

- (1) 事業計画書の提出及び委員会等の開催
- (2) 専門家リストの整備
- (3) 相談窓口の設置
- (4) インターネットサイトの運営
- (5) 産地等の現状把握の実施
- (6) 専門家による技術的支援の実施
- (7) 事例集の作成
- (8) 技術資料の作成

2. 専門家リストの整備

(1) 専門家の募集

事務局は関係機関を通じて、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の適正使用・農薬残留等、④流通・販売等に係る各分野の専門家を全国規模で募集を行った。また、全植検協ホームページの課題解決支援事業に募集案内を掲載し、広く募集した。

なお、募集する専門家は、本事業に理解を示し、現場指導の対応が可能な専門家としての資質を有する者とした。

(2) 専門家選定委員会の開催

専門家の選定に当たっては、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理及び農薬の適正使用、③農作物の輸出に係るいずれかの業務に5年以上従事した経験のある6名の有識者から構成される選定委員会を令和7年4月14日に開催し、当該有識者の助言を踏まえて専門家を登録し専門家リストの整備を図ることとした。専門家選定委員会では、専門家選定委員会運営内規、専門家選定委員会の委員長及び副委員長の選出並びに事務局が提示した専門家の候補者62名の検討を行い、各委員からの助言及び意見を踏まえ、運営内規の承認並びに委員長及び副委員長の選出を行うとともに候補者名について専門家として承認された。

また、9月には追加応募のあった1名の専門家候補者について、書面協議による専門家選定委員会を開催し、専門家として承認された。

(3) 専門家の委嘱

専門家選定委員会を経て承認された専門家（63名）については、全植検協会会長名の委嘱通知を交付し、専門家登録を行った（表1,2）。

表1 専門家の登録者数

分野	植物検疫	農薬適正使用 残留農薬	病虫害防除・ 栽培管理、 残留農薬	病虫害防 除・栽培管 理	病虫害防除	病虫害防除・ 栽培管理、 残留農薬、 流通・販売	植物検疫 流通・ 販売	合計
登録者数	36名	16名	1名	4名	3名	1名	2名	63名

表 2 地区別の登録専門家数（主たる専門分野で分け）

	植物検疫	病虫害防除 栽培管理	農薬適正使用 (病虫害防除)	流通・販売
北海道地区	7 名	0 名	0 名	0 名
東北地区	1 名	4 名	0 名	1 名
関東地区	7 名	4 名	1 名	0 名
東海地区	2 名	0 名	1 名	0 名
北陸地区	3 名	0 名	0 名	0 名
近畿地区	8 名	0 名	8 名	1 名
中国四国地区	4 名	0 名	7 名	0 名
九州地区	2 名	0 名	0 名	0 名
沖縄地区	2 名	0 名	0 名	0 名
合 計	36 名	8 名	17 名	2 名

3. 相談窓口の設置

(1) 相談窓口の設置

相談窓口は、産地等から電子メール、電話、ファックス等で相談や問合せ等を受けられることができるとともに地域毎の利便性を踏まえて各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）に少なくとも1カ所以上開設するとして、全国17カ所に設置した（表3）。相談や問合せ等の対応は、月曜日から金曜日（行政機関の休日を除く）の午前10時から午後5時の間とした。

なお、各相談窓口には専用電話を設置して対応した。

表3 令和7年度の相談窓口

ブロック名	相談窓口	連絡先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内 (釧路市)	070(1495)7273
	小樽石狩植物検疫協会内 (小樽市)	070(1548)6147
	(一社) 室苦植物検疫協会内 (苫小牧市)	070(1359)2925
東北地区	酒田植物検疫協会内 (酒田市)	070(3176)8427
関東地区	(一社) 日本くん蒸技術協会内 (東京都)	070(1569)3466
	(一社) 全国植物検疫協会 (東京都)	070(1187)1520
	横浜植物防疫協会内 (横浜市)	070(1188)4961
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内 (射水市)	070(1461)5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内 (名古屋市)	070(1502)9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内 (神戸市)	070(1186)2975
	(一社) 大阪植物検疫協会内 (大阪市)	070(3236)8765
	和歌山植物輸出入検疫協会内 (和歌山市)	070(1403)9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内 (倉敷市)	070(1398)2752
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内 (福山市)	070(1499)7759
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内 (坂出市)	070(1461)6169
九州地区	九州植物検疫協会内 (北九州市)	070(1452)6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内 (浦添市)	070(1556)4312

(2) 事業の広報

本事業の広報を目的として、産地や事業者を対象としたリーフレットを作成し(図1)、令和7年4月、各都道府県、全農、JETRO、日本政策金融公庫、支援事業専門家、当協会会員等に配布した。また、専門家が支援を実施する際等にも配布するなどして事業年度内に合計で4,000部の配布を行った。配布状況は、表4のとおり。複数の相談者からは、当該リーフレットを見て相談窓口ご連絡したなどの声もあった。

なお、当該リーフレットには、モバイル機器からも本事業のホームページにアクセスしやすいようQRコード(図2)を印刷した。



図1 支援事業のリーフレット



図2 事業HPのQRコード

表4 リーフレットの配布先

送付先	送付部数
都道府県・市町村	470
全農	15
JETRO	184
日本政策金融公庫	600
支援事業相談窓口	1,619
全植検協会員	430
専門家（相談窓口を除く）	27
その他（一般広報を含む）	655
合計	4,000

この他、昨年度から継続して植物防疫所のホームページに掲載されている「その荷物、持ち出せないかもしれません。」という広報誌に「課題解決支援事業事務局」を紹介いただくとともに当該サイトのお問い合わせページのQRコードを掲載していただくなど、広報を実施した（図3）。



図3 植物防疫所ホームページ（左）
紹介された広報誌（右）

また、相談者が発信しているメールマガジン（会員専用）においても本事業の概要及び相談窓口を紹介いただくなどの広報も行われた。

4. インターネットサイトの運営

事務局は、本事業の趣旨、農産物輸出等に係る最新情報、相談窓口の紹介等を行うため、全植検協のHP (<https://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>) 内に本事業の専用ページ(図4)を開設し、次のように運営を行った。

- (1) 事業の紹介等：事業の趣旨及び相談窓口の開設状況等を紹介した。
- (2) 農産物輸出に係る情報：農林水産省等が発出している最新情報等を掲載するとともに各種広報を行った。



図4 支援事業のサイト

- (3) 関係機関等のリンク掲載：農林水産本省、植物防疫所、地方農政局等及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、日本政策金融公庫が設置する輸出相談窓口等を紹介するとともに、相互リンクや各機関が提供する関係情報へのリンクを貼った（図5）。
- (4) リーフレットの掲載：本事業に係るリーフレットを掲載し、誰でも閲覧、ダウンロード出来るようにした。



図5 関係機関のリンクサイト

- (5) 報告書等の掲載：過去に実施した農産物輸出に係る事業の報告書及び事例集等をPDF版にして掲載した。
- (6) 技術的支援で使用する資料の整備：「輸出支援専用ページ」を開設し、専門家が用いることができる基礎資料や技術情報、農産物輸出に関する最新情報、会議資料等を掲載し、専門家の支援に努めた。
- (7) 質問対応：HPに開設した「お問い合わせ」に寄せられた質問や相談については、関係機関（植物防疫所、検疫所、地方自治体等）にその内容に関する規制等を確認した上で、電子メールで回答を行うとともに、必要に応じて電話による説明を行った。

5. 産地等の現状把握の実施

(1) 輸出産地カルテの作成

事務局は、産地等から輸出に関する意向、現状、課題等を聴取・分析し、産地ごとの課題の解決策や輸出実現までに必要な取組等を記録するため、「輸出産地カルテ」（図6）を作成した。

輸出産地カルテは、次の項目を設け、その詳細を記載するよう整備した。

- ① 相談者の区分、所属、氏名、住所、連絡先
- ② 輸出を検討している農産物と輸出先国
- ③ 輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）
- ④ 国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、通関業者、支援団体等）
- ⑤ 輸出に当たって、相談者が抱える課題又は相談内容
- ⑥ 相談又は聴取内容に係る対応等
- ⑦ 専門家の対応等の各項目
- ⑧ 支援事業の実施状況（支援内容、進捗状況、今後の予定等）
- ⑨ 生産園地等の見取り図
- ⑩ 産地等における検討体制
- ⑪ 産地・事業者等との打ち合わせ等の概要
- ⑫ 相談者との電話・電子メール等での対応履歴（対応概要を時系列に記載）
- ⑬ 支援に当たって配付・使用した資料名
- ⑭ 相談者から提供された資料名
- ⑮ 支援の成果等

これらの項目については、相談窓口担当者及び支援等を行った専門家が、その都度必要な記載を行うとともに事務局と情報を共有した。

また、輸出産地カルテについては、他の目的での使用を禁じる等、個人情報の管理にも十分に留意した。

輸 出 産 地 カ ル テ

番号: (窓口番号:) 作成年月日: 年 月 日

相談者		※主な生産物及び作付面積は、生産者(農家)の場合にのみ記入	
区 分	生産者 輸出事業者 物流業者 自治体 J A その他()	氏 名	
所 属		連 絡 先	
住 所			
主な生産物及び作付面積(※)			
輸出を検討している農産物及び輸出先国			
農産物名		輸出先国名	
輸出先国の検査条件等			
輸出計画の作成状況			
輸出時期		数 量	
輸送形態		輸出予定港	
国内外のパートナーの有無			
産 地		輸出業者	
通関業者		支援団体	
バイヤー		そ の 他	
輸出に当たって、相談者が抱える課題又は相談内容			
当該産地等における技術的支援の進め方(相談又は聴取内容に係る対応)等			
作成者			
所 属		氏 名	
備 考		措 置	

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

図 6 輸出産地カルテ (抜粋)

(2) 産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取

全国 17 カ所に設置した相談窓口及び事務局は、生産者や輸出者等から農産物の輸出に係る植物検疫条件や手続き、残留農薬、病虫害防除等に関して相談や問い合わせがあった場合、輸出の意向、現状、課題等について上述の「輸出産地カルテ」の①から⑥の内容を聴取し、その内容を輸出産地カルテに記録した。

6. 専門家による技術的支援の実施

(1) 技術的支援の検討

事務局は、産地等から聴取した内容を分析して、課題を解決するために適した専門家を選定した。その後、専門家と技術的支援の方針を協議した上で、専門家は、産地等の意向をもとに現地関係者を含めた検討体制を構築した。

具体的には、次により実施した。

① 産地等から聴取した内容の分析及び専門家の選定

事務局は、相談窓口又は事務局が作成した輸出産地カルテの内容を分析・精査し、課題を解決するために適した専門家を専門家リストの中から選定した。専門家の選定に当たっては、支援の継続性や地域性、専門分野などを考慮しつつ、1～2名を選定した。

② 支援方針の協議

事務局は、産地等が抱える課題の解決のため、具体的な方法等について専門家と電話や電子メールで協議した。また、必要に応じて、植物防疫所等関係機関から関連情報を収集し、専門家と共有した。

③ 検討体制の構築

技術的支援の実施に先立ち、専門家は、産地等と相談の上、当該産地等に関わる都道府県の担当者、市町村の担当者、JAの営農指導員、生産部会関係者と連携し、当該産地等からの輸出に向けた検討体制の構築を図った。

(2) 課題解決支援事業の実施

事務局は、技術的支援方針に基づき、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況を考慮し、産地の実態に応じた技術的支援を実施するよう専門家に指示した。産地等に派遣された専門家は、支援方針に基づき、事前に作成した資料による説明や現地における栽培状況に応じて指導等を行い、その内容を詳細に輸出産地カルテに記録した。

具体的には、以下により実施した。

① 専門家の派遣

事務局は、産地等への派遣が決定した専門家に対して、事前に課題等が記載された輸出産地カルテを送付するとともに支援方針について当該専門家と協議した。

産地に派遣された専門家は、支援方針に基づき、輸出先国の植物検疫条件、輸出植物検疫の手續方法、輸出先国の定める残留農薬基準に応じた農薬の適正使用等について説明するとともに、農産物の生育状況や病害虫の発生状況に応じた栽培管理に係る助言を、継続的に実施した。

また、携帯品（おみやげ）の持ち出しに取り組む産地等に対しては、輸出先国の検疫条件等を説明するとともに、「検疫受検円滑化モデル」(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/attach/pdf/171004-36.pdf>)を参考として、おみやげとして農産物を円滑に持ち出すための体制づくりの指導を行った。

② 進捗状況の確認

事務局は、専門家から提出される輸出産地カルテのほか、専門家と電子メール等で連絡を密に取り、産地等への技術的支援の進捗状況を把握した。

(3) 専門家による情報収集

産地等に派遣される専門家又は事務局は、産地等において技術的支援に取り組む際に必要となる、輸出先国の植物検疫条件、必要な手續、残留農薬基準など等の情報について、必要に応じ植物防疫所等関係機関に確認を行うなど収集し、事務局及び専門家間でその情報を共有した。

7. 技術的支援の実施結果

(1) 輸出産地カルテの作成状況

生産者、輸出者、物流業者等から寄せられた相談や問合せ等は延べ 566 件で、このうち、植物検疫や残留農薬等の課題に関する相談について、相談窓口及び事務局が作成した輸出産地カルテは合計 366 件であった（2 月末現在。以下、実施結果のデータはすべて同じ。）。

表 5 月別の輸出産地カルテの作成数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
作成数	26	9	20	101	71	32	7	9	73	7	11		366

(2) 相談者の傾向

相談者は輸出者からが 153 件（41.8%）と最も多く、次いで生産者 83 件（22.7%）、物流業者 38 件（10.4%）、自治体 18 件（4.9%）等であった。なお、その他の 68 件は、コンサルタント事業者、JETRO、資材等製造事業者、農産物の輸出を支援している団体等である。また、海外在住者から日本産農産物を輸入したいとして植物検疫条件等を照会した相談が 12 件あった。

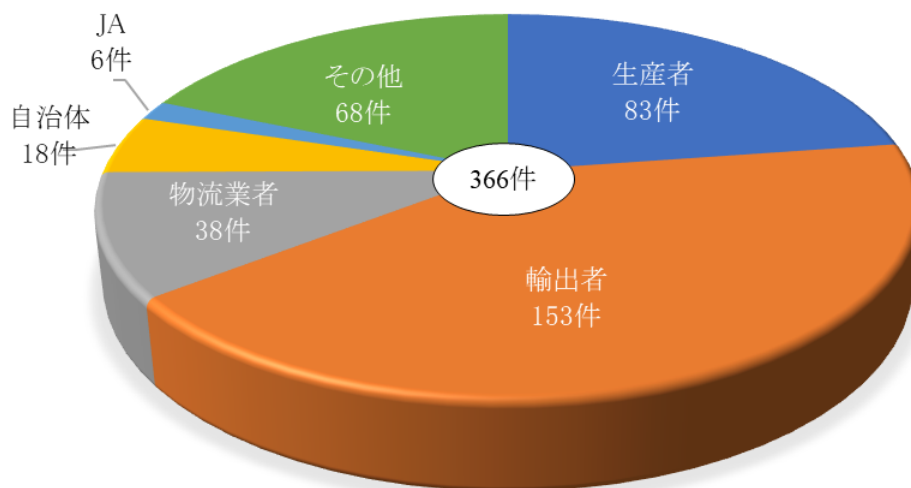


図7 相談者別のカルテ数

(3) 相談の輸出先国の傾向

相談で最も多かった輸出先の地域は、アジアで172件（件数は重複している地域がある）あり、全体の38.9%を占めた。次いで欧州の59件、北米の40件などの順であった。国（地域）別に見ると、台湾向けの相談が最も多く65件（全体の15%）あった。次いでEU域内向けが50件、アメリカ向けが33件、タイ向け31件、中国向け29件、香港向け20件、シンガポール向け15件、ベトナム向け14件などの順であった。また、輸出できるならどこへでも出したいとする（全世界）相談やまだ輸出先も決めておらず輸出先未定としての相談事例が多数あり、合計で142件あった。

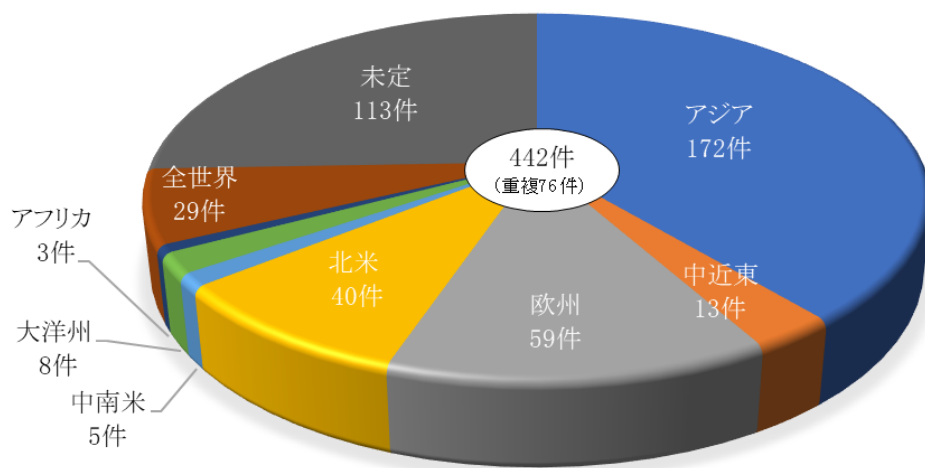


図8 輸出先国別の相談件数

(4) 相談の輸出品目の傾向

相談で最も多かった輸出品目は、野菜（イチゴ、メロン、トマト、ブロッコリー、レタス、レンコン、ナガイモ、サツマイモ等）で106件（23.5%）、次いで生果実（カンキツ類、ブドウ、モモ、リンゴ、ナシ、カキ等）の97件（21.5%）、お茶34件、木製品・竹工品25件、木材・製材23件、コメ20件、栽植用植物19件などの順であった。相談の多かった生果実、野菜で見ると、イチゴが31件、温州ミカン等のカンキツ類が26件、ブドウ21件、サツマイモ14件、モモ11件などであった。

その他は、特に品目を限定せずに農産物及び農産物加工品としたものが22件、干し柿や干し芋、野菜の加工品など乾燥果実や乾燥野菜が5件、プリザーブドモスやしめ縄などの乾燥植物が5件などであった。また、輸出はしたいが全く未定とした相談も48件あった。

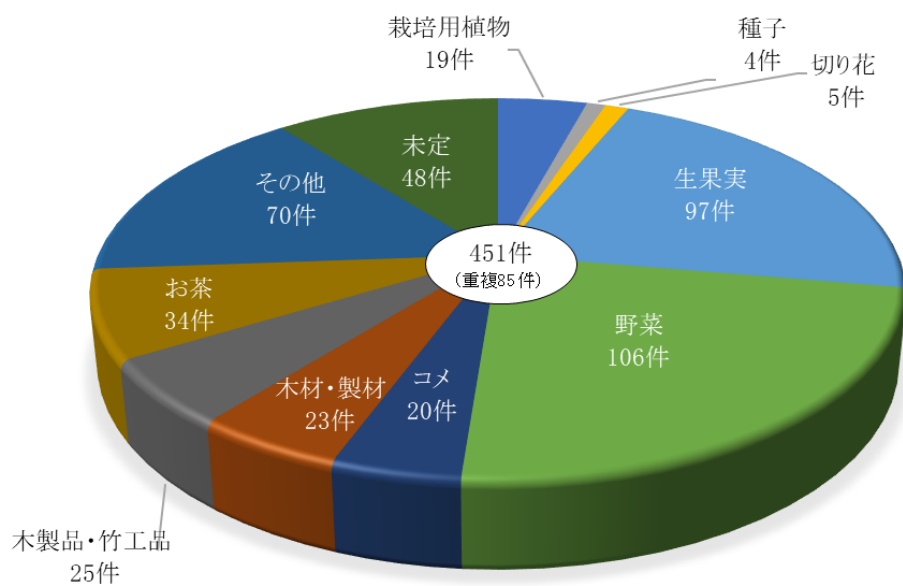


図9 品目別の相談件数

(5) 相談内容の傾向

相談内容は植物検疫条件等に関する相談が最も多く 353 件 (57.9%)、次いで残留農薬 83 件 (13.6%)、植物検疫手続き 60 件 (9.8%)、消毒 14 件 (2.3%) の順であった。その他は検査方法、輸送に関する課題、商社などとのマッチング、登録品種の取り扱い、原発事故に伴う規制などであった。

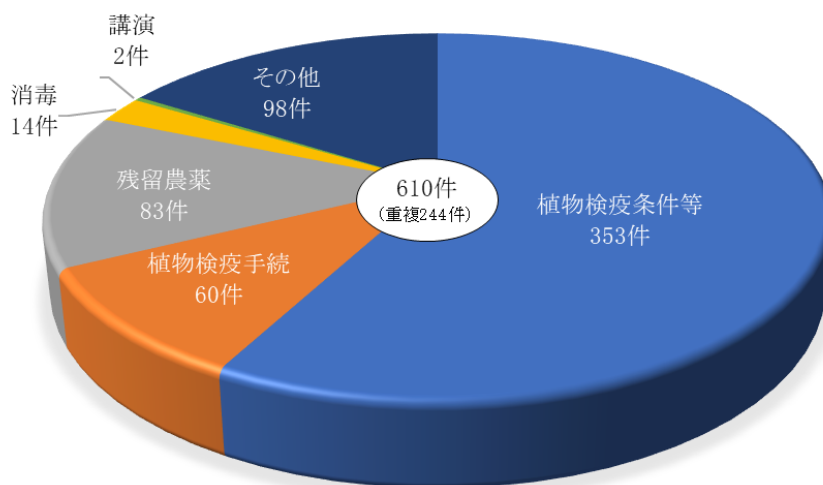


図10 相談内容別の件数

(6) ブロック別の相談件数

ブロック別の相談件数は、関東 200 件 (54.6%)、中四国 37 件 (10.1%)、近畿 29 件 (7.9%)、九州 25 件 (6.8%)、東北 22 件 (6.0%)、東海 21 件 (5.7%)、北陸 10 件 (2.7%)、北海道 8 件 (2.2%)、沖縄 2 件 (0.5%) であった。その他は海外から我が国の農産物を輸入したいなど海外在住者からの相談で 12 件あった。

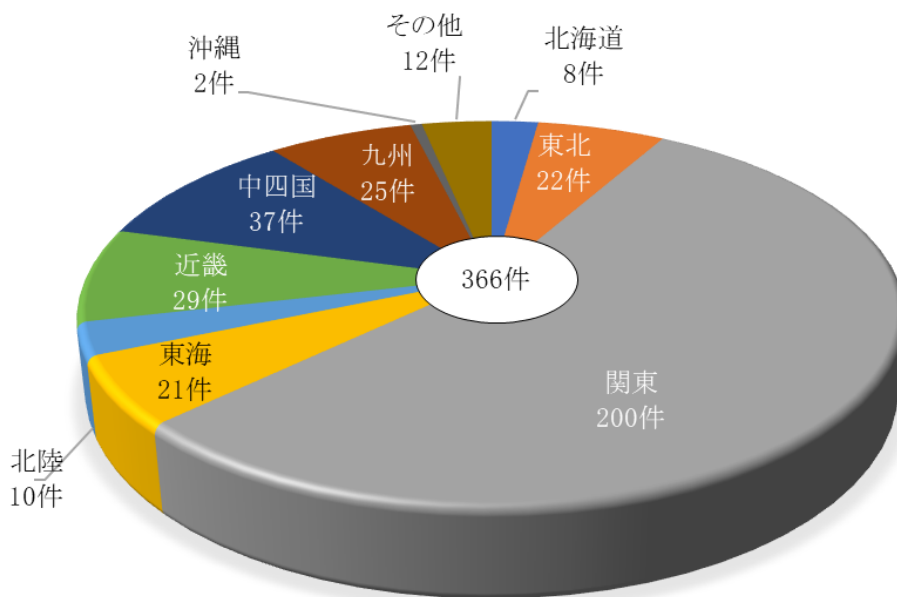


図11 ブロック別の相談件数

(7) 輸出先国別の相談傾向

相談を受けて作成した輸出産地カルテ 366 件のうち、台湾向けの相談が最も多く合計で 65 件あった。台湾向けでは野菜や生果実に係る問い合わせが多く、全体の 7 割あった。野菜や生果実に係る問い合わせのうち植物検疫条件に係る問い合わせが最も多く 43 件、次いで残留農薬が 27 件であった。中でもかんきつ類、ブドウやモモに係る相談が多くあった。

次いで相談が多かったのは EU 向けで、ワサビ、レンコン、イチゴやユズなどの野菜や生果実が 20 件、お茶が 7 件、その他で木材チップや農産物加工品などが 17 件、合計 50 件であった。相談内容は検疫条件が 43 件、残留農薬が 11 件、検疫手続きが 4 件、消毒が 4 件などとなっている。

アメリカ向けの相談では、野菜 10 件、木材 4 件、お茶 4 件、その他の木工品や農産物加工品 10 件など、合計で 33 件あった。相談内容は検疫条件に係る問い合わせが 29 件、残留農薬に係る問い合わせが 7 件あった。

相談の多かった輸出先国別の相談件数等は表 6 のとおりである。

表 6 主な輸出先国（地域）別の相談内容の内訳

輸出先国	件数	主な輸出品目（延べ件数）	相談内容（延べ件数）
台湾	65	栽植用植物（3）、種子（1）、生果実（30）、野菜（20）、お茶（3）、木材（4）、その他（10）	検疫条件（43）、検疫手続き（10）、残留農薬（27）、査察（1）、講演（1）、その他（10）
タイ	31	栽植用植物（1）、生果実（14）、野菜（11）、お茶（1）、木材（2）、その他（5）	検疫条件（26）、検疫手続き（4）、残留農薬（9）、消毒（1）、その他（8）
中国	30	栽植用植物（2）、野菜（2）、コメ（1）、お茶（5）、木材（3）、その他（18）	検疫条件（28）、検疫手続き（10）、残留農薬（1）、消毒（2）、その他（11）
香港	20	栽植用植物（1）、切り花（1）、生果実（9）、野菜（9）、その他（1）、未定（1）	検疫条件（17）、検疫手続き（2）、残留農薬（3）、その他（6）
シンガポール	15	栽植用植物（2）、切り花（1）、生果実（4）、野菜（6）、その他（3）	検疫条件（13）、検疫手続き（2）、残留農薬（4）、その他（3）
ベトナム	14	栽植用植物（5）、生果実（5）、お茶（1）、その他（3）	検疫条件（13）、検疫手続き（2）、残留農薬（3）、その他（4）
インド	9	栽植用植物（1）、生果実（1）、野菜（1）、お茶（2）、その他（5）	検疫条件（9）、消毒（1）、その他（2）
EU	50	栽植用植物（2）、生果実（8）、野菜（12）、コメ（6）、木材（4）、お茶（7）、その他（17）	検疫条件（43）、検疫手続き（4）、残留農薬（11）、消毒（4）、その他（6）
アメリカ	33	栽植用植物（1）、切り花（2）、生果実（2）、野菜（10）、コメ（2）、木材（4）、お茶（4）、その他（10）、未定（1）	検疫条件（29）、検疫手続き（1）、残留農薬（7）、消毒（2）、その他（7）
カナダ	11	生果実（2）、野菜（5）、切り花（2）、木材（1）、お茶（1）、その他（3）、未定（1）	検疫条件（11）、検疫手続き（2）、残留農薬（1）、消毒（1）、その他（2）
オーストラリア	6	生果実（1）、木材（2）、その他（3）	検疫条件（6）、検疫手続き（1）、その他（1）

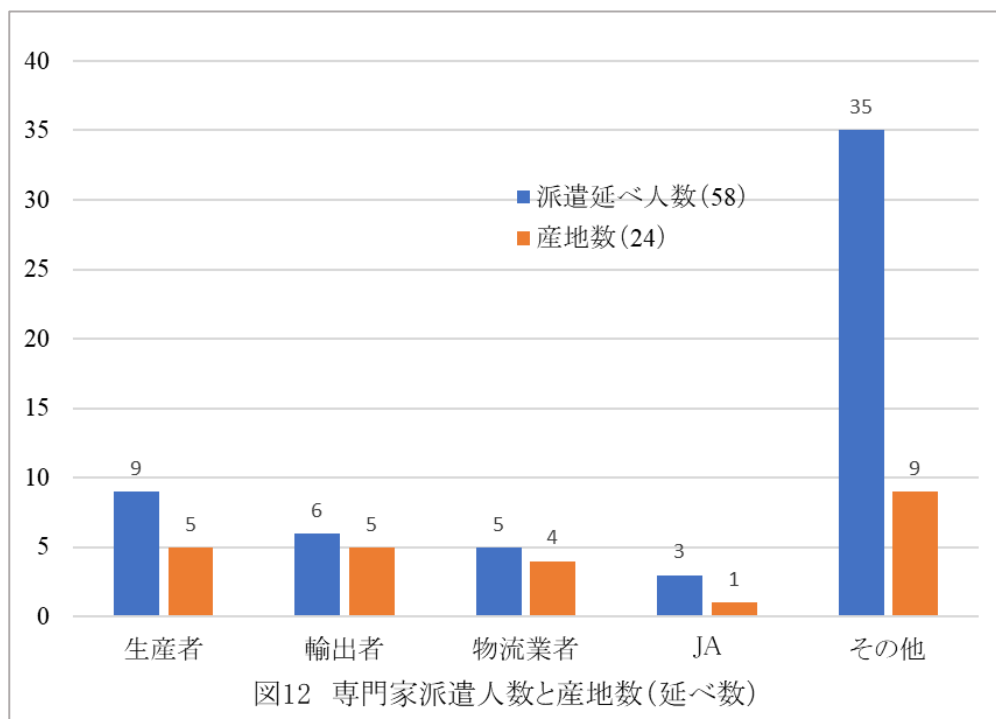
(8) 技術的支援の実施状況

輸出産地カルテ 366 件のうち、相談者から専門家による支援依頼のあった 24 件（全体の 6.5%）の産地等に対して、延べ 58 名の専門家を派遣し、輸出植物検疫の概要、輸出先国が要求する植物検疫条件、植物検疫に係る手続き、残留農薬に係る留意事項、輸出先国が設定している残留農薬基準値などの説明をするなどの支援のほか講演等を実施した。一方、専門家の派遣までは必要としないとして電話や電子メールで相談のあった 342 件（全体の 93.4%）については、相談者に対して輸出先国の要求する植物検疫条件、輸出に当たっての植物検疫手続き、輸出先国が要求する消毒の実施方法、輸出先国の設定している残留農薬基準値などについて説明するほか、必要に応じて資料等を作成して電子メール送信するなど支援を実施した。

なお、専門家を派遣した 24 産地中、3 産地は GFP 事務局（地方 GFP を含む）が主催する GFP オンライン訪問診断に専門家が参加したもので、輸出植物検疫の概要、輸出を希望する国の植物検疫条件、残留農薬の留意事項などについて説明した。

ア：相談者別の専門家派遣傾向

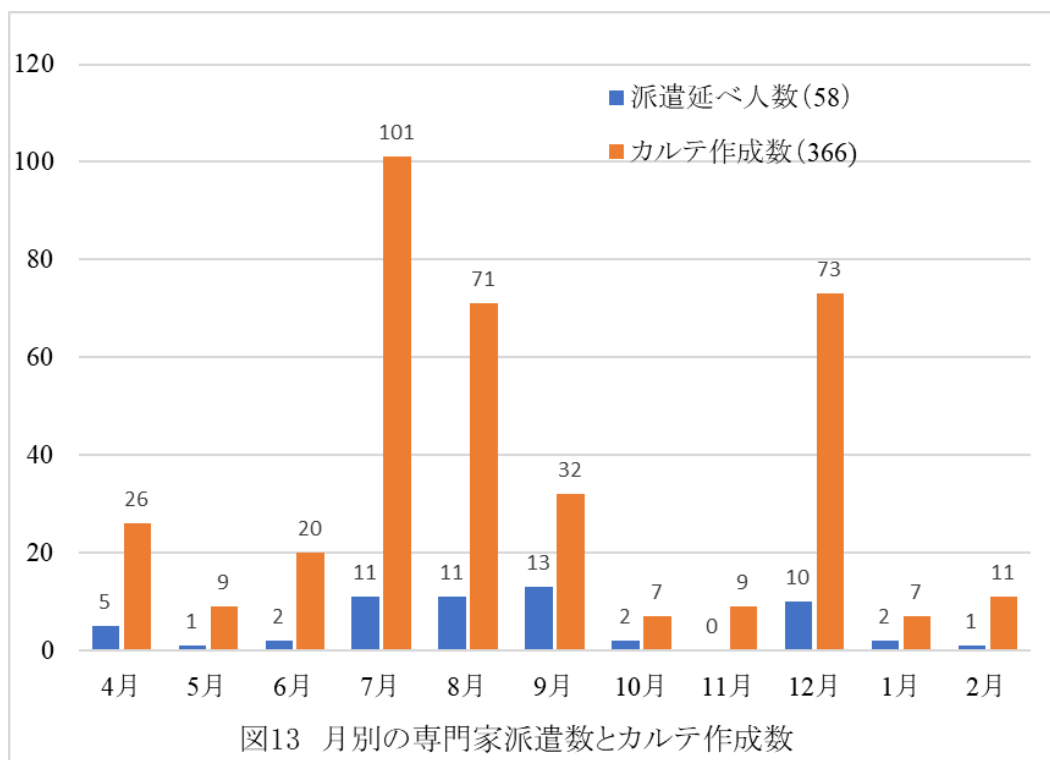
専門家を最も多く派遣した相談者は、生産者で 5 産地に延べ 9 名（全体の約 15.5%）を派遣した。次いで、輸出者で 5 産地に延べ 6 名（同 10.3%）を派遣した。また、コンサルタント事業者、農産物輸出を支援している団体などその他として 9 産地に延べ 35 名（うち 29 名がイベント対応）を派遣した。



イ：専門家派遣数と輸出産地カルテ作成数の月別推移

月別に専門家派遣数と輸出産地カルテ作成数を見ると、派遣が最も多かったのは9月で13名の専門家を派遣した。次いで7月及び8月の11名などであった。専門家の派遣のうち、3産地4名はGFP事務局（地方GFPを含む）が主催するオンライン訪問診断の派遣であった。

なお、7月、8月と12月の輸出産地カルテ作成が多いのは、農産物の輸出に係るイベントに参加し、植物検疫条件や残留農薬等に係る相談対応したためである。



8. 事例集の作成

今年度の事業で取り組んだ事例のうち次の5事例について事例集を作成した（事例集参照）。

- （事例1）タイ向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む生産者
- （事例2）お茶の輸出に取り組む事業者
- （事例3）スギ原木の多国輸出を目指す生産者団体
- （事例4）我が国初のアメリカ向けキク切り花の輸出に取り組む生産者団体
- （事例5）各種イベントに参加し農産物の輸出を目指す生産者等

9. 技術資料の作成

専門家が産地等において、植物検疫の概要や輸出植物検疫、残留農薬などの課題に対して技術的支援（説明）を行う際に活用できるよう「農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬基準等への対応」と題して資料（パワーポイント）を作成した。

なお、当該技術資料については本報告書の別紙として掲載している。

10. 事業の実施

（1）事業計画書の提出

事業開始に当たり事務局は事業計画書（案）を作成し、後述する有識者検討会に諮り、内容の検討を行った。検討会での指摘を踏まえ、令和7年4月16日付けで農林水産省輸出・国際局輸出支援課あてに事業計画書を提出した。

また、事業の実施期間を通じ、毎月、事業の進捗状況（輸出産地カルテ作成数、専門家派遣数、問合せ等件数、経費等）を報告するとともに、担当官の求めに応じ、随時、説明や資料送付を行った。

（2）有識者検討会の開催

事業の遂行に当たって、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理及び農薬の適正使用、③農作物の輸出に係るいずれかの業務に5年以上従事した経験のある6名の有識者から構成される有識者検討会を設置し、事業の実施方針等に係る助言を踏まえるため検討会を令和7年4月14日に開催した。

検討会では、有識者検討会運営内規（案）、有識者検討会の委員長及び副委員長の選出並びに事業計画書（案）の検討・承認を行った。

なお、有識者検討会運営内規（案）は承認され、事業計画書（案）について

は、委員からの助言、意見を踏まえ、必要な修正等を行った上で承認された。

1 1. まとめ

(1) 成果

全植検協では、平成 29 年度から農林水産省の委託を受けて「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」を毎年単年度で契約を結び、3 年間継続して実施してきた。令和 2 年度からは事業の名称が「輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」と変更になったが、従前どおり輸出を目指す産地等に専門家を派遣し、植物検疫や残留農薬（農薬の適正使用）等に関して支援等を実施した。平成 29 年度から今日まで、多くの専門家が産地等を訪れ、輸出先国の植物検疫条件や輸出に係る手続き、輸出先国と我が国の残留農薬基準の違い、農産物の輸出実績等を説明し、農産物輸出に係る知識の啓発や輸出意欲の増進などに務めてきた。また、現地で生産者等から更なる相談等（質問等）があった場合には、資料を作成して後日提供するなどの丁寧な対応を行うなどし、事業が知れ渡るにつれ、相談件数も派遣する専門家も増加の傾向が見られてきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和 2 年度には相談件数が大幅に減少するとともに専門家の派遣も大きく減少した。その一方で、徐々にオンラインによるビデオ通話など、新たなツールを活用した支援の実施なども導入されるようになった。

このような状況の中、本年度は本事業の実施に当たり、全国 10 ブロックに 17 カ所の相談窓口を設置するとともに 63 名の専門家を登録し支援体制を整え実施してきた。

本年度の事業では、農産物の輸出に関し、566 件の相談に対応するとともに、366 件の輸出産地カルテを作成することができた。また、このうち 24 件の産地等に対し延べ 58 名の専門家を派遣し、相談者の抱える課題等について、支援等を実施した。また、電話やメールによる相談対応でも丁寧な説明を行うなど実施してきた。このような取り組みの結果、46 産地から農産物が輸出されたと情報を得た（2026 年 2 月末現在）。

具体的な支援等の内容は以下のとおり。

植物検疫では、①輸出先国の植物検疫条件、②一般的な輸出検疫や二国間協議事項に基づく手続きや流れ、③輸出植物検疫の概要や検疫の目的、④輸出検疫の受検方法や必要な書類、⑤消毒措置の方法などの説明ほか、生産園地やこん包施設を訪問し、より具体的な対策などを説明した。

残留農薬関係では、①輸出先国と我が国の残留農薬基準値の相違、②代替農薬の紹介、③残留農薬基準に係る WEB サイトの紹介、などを説明するとともに、残留農薬基準値について、輸出先国と我が国の数値等を調査して整理した

資料を作成し、配布して説明するなどを行った。

このほか、①東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う規制、②ワシントン条約や種苗法の登録品種に係る手続き、③食品衛生（主にタイ）に係る規制、④食品添加物に係る規制、⑤植物検疫統計や貿易統計から取りまとめた輸出実績などの説明、⑥登録検査機関の紹介、⑦GFPの紹介などを行った。対面での説明や電子メールでの照会等にあつては、必要な資料をその都度作成して配布するなど丁寧な説明を行った。また、オンラインによるビデオ通話や講演では、プレゼンテーション用の資料などを作成して、植物検疫や残留農薬などに係る詳細な説明を行った。

その結果、次の成果等が得られた。

- ① 数年前から本事業で継続的に支援を行ってきた相談者が着実に輸出先国や輸出品目を増やし、輸出実績を上げることができた。
- ② 相談者が新たな輸出を始める際に、その都度相談窓口に連絡してくるなど頼られるようになった。
- ③ 輸出経験が全くなく、輸出先国の検疫要求があることも知らなかったのが大変勉強になったと感謝の言葉があった。
- ④ 輸出先国の検疫条件を知ることができ、実施すべき課題や対応が明確になったと感謝の言葉があった。
- ⑤ 輸出先国から **Phytosanitary Certificate** を添付するよう連絡を受けたが、専門家の説明で、何の書類かその意図が理解できた。
- ⑥ 台湾向けイチゴ生果実に関し、台湾側の残留農薬に係る情報を提供したところ、解決すべき課題が明確になり、栽培に取り組み易くなったと感謝の言葉があった。
- ⑦ 残留農薬について、代替農薬の紹介など専門家の支援を受け、不合格になることなく無事に輸出することができた。
- ⑧ 訪日外国人に日本の農産物をおみやげとして持ち帰って貰うための必要な手続きや体制などが明確になり、今後具体化し易くなった。

専門家や事務局がこのような支援を行うことによって、輸出に関心のある生産者や輸出者等が輸出に当たって取り組むべき課題等が明確になったことにより、①輸出への意欲喚起（又は輸出の可否判断）、②輸出先国の絞り込み、③病虫害防除の方法の確立、④残留農薬に係る対策等に貢献できたものと考えている。また、専門家も多くの経験を積み、相談対応のスキルを向上させることができたと思料しており、今後の農産物輸出に係る相談に更なる貢献ができるものと考えている。

(2) 本事業で残された課題

本事業では、植物検疫、病虫害防除、農薬の適正使用などの専門家を登録して、様々な支援を実施してきた。その一方で、支援を行う上での課題や本事業だけでは解決できない課題等も生じた。

例えば、生産者等からは次のような声が聞かれた。

- ① 国内出荷向けに栽培しているので、輸出できなければそれでも良い。
- ② 専門家の説明で植物検疫制度などは理解したが、高齢で輸出のために今更栽培方法を変えられない。
- ③ 輸出先国の残留農薬基準を満たした農薬使用では十分な防除ができないと考えるため、輸出は行わない。
- ④ 輸出用に栽培管理をして、良い物を輸出したいが、病虫害防除と残留農薬の兼ね合いが難しい。
- ⑤ 植物検疫条件や残留農薬基準値を調べるため、当該国の HP を閲覧するが、言語の問題のほか、そのデータ等がどこに掲載されているのか分からない。

一方、支援を実施する専門家からは、次のような意見が寄せられた。

- ① オンライン支援では、植物検疫の必要性や検疫条件等について資料を投写して説明しているが、十分に理解を得られたか不明。
- ② オンライン支援を行っているが、時間的な制約もあり相談者が抱える課題の把握が難しい。
- ③ 残留農薬基準について農林水産省が公表している国や品目以外の相談に当たっては、輸出先国のホームページ等から情報を収集し、資料を作成する必要があり、膨大な時間と手間が掛かる。
- ④ 農政局など関係機関との連携が必ずしも十分とは言えない。
- ⑤ 相談窓口同士の情報交換が行える機会があると良い。

本事業で解決できない課題等については、関係当局と情報を共有或いは相談して対応するなどが必要と考えている。また、専門家が本事業に係る支援をするに当たっては、最新の植物検疫条件や農薬残留基準値などの情報を入手して対応する必要があるが、これらの情報収集や情報の整理等も関係当局との連携や情報共有が何よりも重要と考えている。関係当局との連携や情報共有では、関係当局が開催する各種説明会への参加なども考えられ、積極的な活用が望まれる。併せて、今後、本事業で活動した専門家がこれまでの経験を生かして、日本産農産物の輸出促進に貢献し、輸出意欲のある者（生産者、輸出者等）の

助けとなるため、専門家の自己研鑽等にも期待したい。

1 2. おわりに

2026年2月、農林水産省は2025年1～12月の農林水産物・食品の輸出額が1兆7,005億円となり、前年比で12.8%、1,934億円の増加となったと公表した。公表資料によると、農産物が対前年比12.1%増の11,008億円、林産物が同10.1%増の735億円、水産物が17.2%増の4,231億円だったとした。また、全体の状況として、①国・地域別の輸出額では、米国（対前年比+13.7%）、香港（同+0.8%）、台湾（同+6.4%）、中国（同+7.0%）及び韓国（同+20.0%）が上位を占め、米国、台湾、韓国などが過去最高を記録した、②品目別の輸出額では、緑茶、牛肉、ブリ、ホタテ貝などが2桁%の伸びを記録した一方、リンゴなどが春節需要期のずれに加え、高温・雪害による影響で好まれるサイズのもものが確保できず対前年比マイナスとなった、③緑茶は前年比+98.2%（増加額+357億円）と非常に高い伸びを示しており、健康志向の高まりや日本食への関心から欧米・ASEAN向けに抹茶を含む粉末状茶を中心に増加したものとしている。

前年に比べ果物が減少したことは残念ではあるが、緑茶やイチゴなどのように顕著に増加を続けるものもあることから、次年度に期待したいものである。

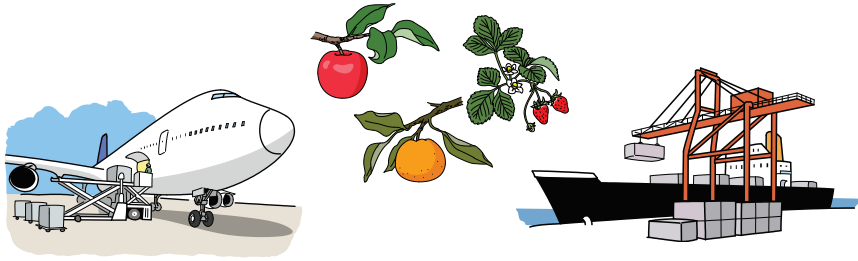
課題解決支援事業では、植物検疫の対象となる農産物や林産物、残留農薬が課題となる青果物や緑茶などの輸出が円滑に実施できるよう、専門家による支援を実施してきたところであり、これらの支援が輸出増への貢献となっていれば幸いである。

全植検協では、植物検疫に関する知識の普及を図るとともに、検査の受検体制の整備等を行い、円滑な植物検疫の推進に資するために活動を行っており、引き続き農産物や林産物の輸出増加のために尽力したいと考えている。

[技術資料]

農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬基準等への対応

農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬基準等への対応



令和 7 年 7 月 2 8 日

一般社団法人 全国植物検疫協会

©2025JPQA

農産物輸出の課題



輸出先国の植物検疫条件は？

残留農薬基準はクリアしてる？

病害虫は大丈夫？



ハラール規制？
原発事故規制？

衛生証明？
施設認証？

.....？



©2025JPQA

植物検疫



©2025JPQA

1. 植物検疫とは

日本の植物検疫は、日本の農業と緑を病害虫の被害から守るために行われている。

我が国の植物検疫は、日本の植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を防ぐために、全国の港や空港で全ての植物等を対象に**輸入検疫**が行われています。

また、諸外国の要求に応じ、輸出農産物等について生産地や港において実施される**輸出検疫**や、国内の一部地域に発生している重要な病害虫（アリモドキゾウムシやイモゾウムシなど）のまん延を防ぐため、病害虫の発生地域からの移動制限や防除などの**国内検疫**などが行われています。

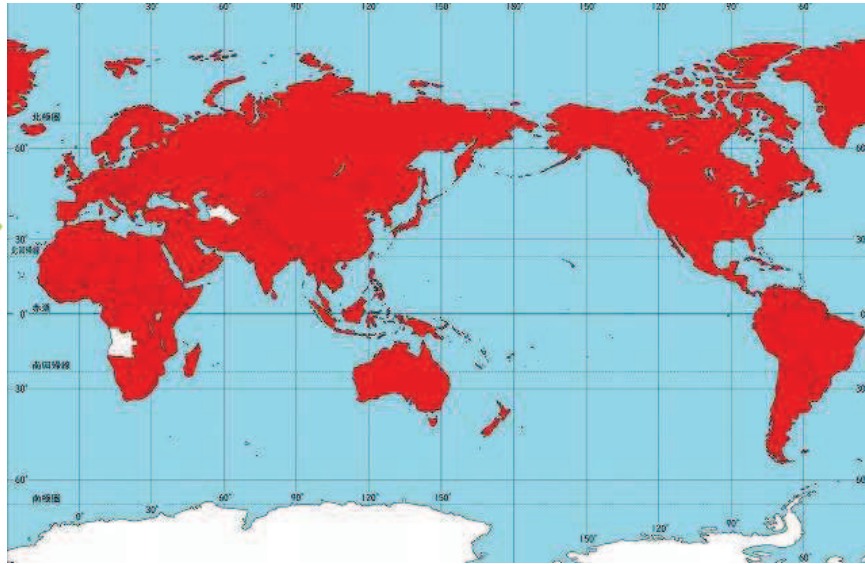
世界の国々でも自国への病害虫の侵入等を防止するため植物検疫を実施している。

各国は「国際植物防疫条約」、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」などの国際間のルールを遵守して植物検疫制度を実施。

植物を輸出する場合、輸出国は輸入国の規則に合致する証明書を発給することが、国際植物防疫条約などで定められている。

©2025JPQA

2. 国際植物防疫条約締結国・地域



2025年7月1日現在、185の国・地域が国際植物防疫条約を締結しています。

3. 諸外国の植物検疫要求の主な内容

- **輸入を禁止する植物**。(ただし、二国間協議等で輸入が認められる植物又は輸入許可制度により輸入が認められる植物を除く。)
- **二国間協議**の合意内容に基づき、検疫手続き等を行うよう求める植物
- **輸入許可** (Import Permit等) **制度**に基づき輸入が認められる植物
- 輸出国政府の発行する**植物検疫証明書の添付**を求める植物
- 輸出国で**栽培地検査**を実施し、特定の病害虫の付着のないことを植物検疫証明書に記載するよう求める植物
- 輸出国で**特別な検査** (線虫検査や遺伝子診断 (PCR) など) を実施し、特定の病害虫の付着のないことを植物検疫証明書に記載するよう求める植物
- 輸出国で**消毒措置等**を求める植物、その他輸入制限等のある植物
- 植物検疫証明書の添付を求めない植物

4. 植物防疫所HP掲載の植物検疫条件一覧(早見表)(貨物)

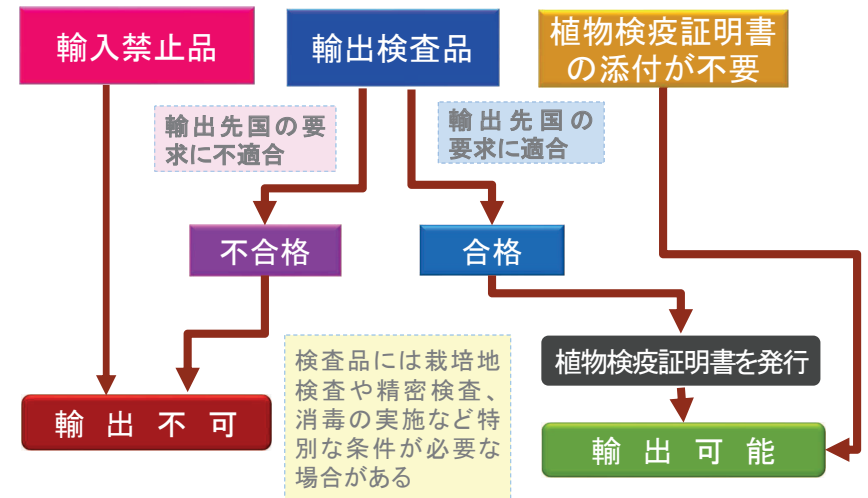
種類	諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表)(貨物)									
	韓国	台湾	中国	香港	フィリピン	インドネシア	タイ	ミャンマー	ベトナム	カンボジア
カキ	Q ¹⁰⁻²	Q	×	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎
キウイフルーツ	Q ¹⁰⁻²	Q	×	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎
サクランボ	Q ¹⁰⁻²	Q	×	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎
日本ナシ	×	☆	×	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎
西洋ナシ	×	☆	×	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎
ビワ	×	☆	×	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎
ブドウ	Q	Q	×	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎

【表中の記号について】
 ◎: 植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。
 Q: 植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。
 P: 輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。
 ☆: 二国間合意に基づく特別な検疫条件を満たしたもののみ輸出できます。
 ×: 輸出できません。
 (注1: 植物検疫証明書を植物防疫所が行う輸出検査に合格すると発給されます。)
 (注2: 輸入許可証は輸出相手国の植物検疫当局で申請・取得します。)

植物防疫所 輸出条件早見表: https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf

5. 輸出検疫の流れ

輸出先国が求める条件等に基づき検疫を実施し、植物検疫証明書を発行する。



6. 台湾の主な青果物等の検疫条件一覧

JPQA



- ◆ 日本で輸出検査を受け、**植物検疫証明書の添付が必要な植物**
カキ、キウイフルーツ、サクランボ、ピワ、ブドウ、温州ミカン、イチゴ、カボチャ、キュウリ、スイカ、トウガラシ、ピーマン、メロン、キャベツ、ネギ、ミョウガ、レタス、サツマイモ（南西諸島及び小笠原群島産を除く）、ショウガ、ダイコン、タマネギ、ナガイモ、ニンジン、ワサビなど

- ◆ 日本と台湾の**合意事項に基づく手続き等が必要な植物**
日本ナシ、西洋ナシ、モモ、スモモ、リンゴ

- ◆ 日本にジャガイモ疫病が発生しているため、**輸出できない植物**
トマト、ナス、ジャガイモ

- ◆ 日本で検査を受けずにそのまま輸出できる植物
精米、緑茶

なお、福島県など一部県産の台湾向け向け食品にあつては、**放射性物質検査証明書**を添付する必要がある。
産地証明書の添付も求められているが、植物検疫証明書に産地が記載されるので、代用可能となっている。

©2025JPQA

7. 台湾向けリンゴ、ナシ、モモ、スモモの手続き【二国間協議】

JPQA



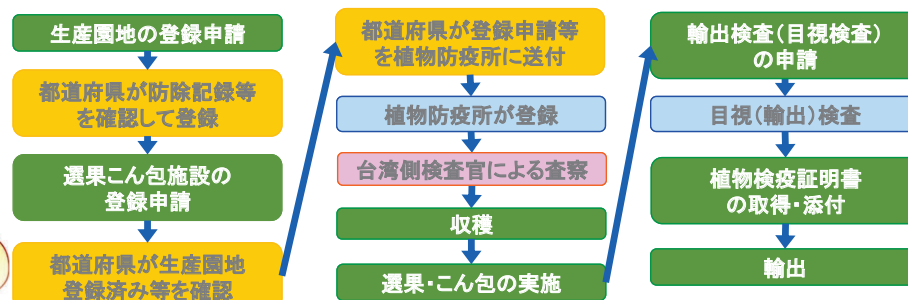
主な対象病害虫

モモシクイガ、ミカンキイロアザミウマ、果実に食入するチョウ目



主な要求内容

- ・生産園地の登録（都道府県に申請して都道府県が登録）
- ・選果こん包施設の登録（都道府県に申請して、植物防疫所が登録）
- ・台湾側検査官による登録生産園地及び登録選果こん包施設の確認（毎年査察）
- ・選果技術員による選果・こん包。こん包表示

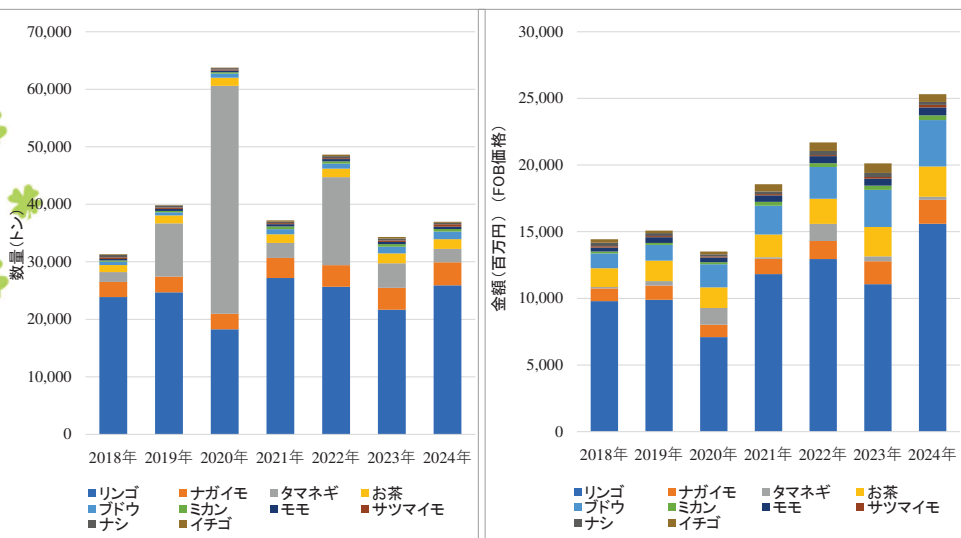


10

©2025JPQA

8. 台湾向けの主な農産物の輸出実績

JPQA



財務省 貿易統計から

©2025JPQA

9. タイの主な青果物等の検疫条件一覧

JPQA



- ◆ 日本で輸出検査を受け、**植物検疫証明書の添付が必要な植物**
キャベツ、ネギ、ミョウガ、レタス、サツマイモ、ショウガ、ダイコン、タマネギ、ナガイモ、ニンジン、ワサビ、精米、緑茶など

- ◆ 日本とタイの**合意事項に基づく手続き等が必要な植物**
カキ、キウイフルーツ、サクランボ、日本ナシ、ブドウ、モモ、リンゴ、イチゴ、ナス
キュウリ、スイカ、トマト、メロン
カンキツ類

- ◆ タイが輸入を禁止しているため、**輸出できない植物**
西洋ナシ、ピワ、カボチャ、トウガラシ、ピーマンなど

12

©2025JPQA

10. タイ向けイチゴ生果実の手続き【二国間協議】

JPQA

主な対象病害虫

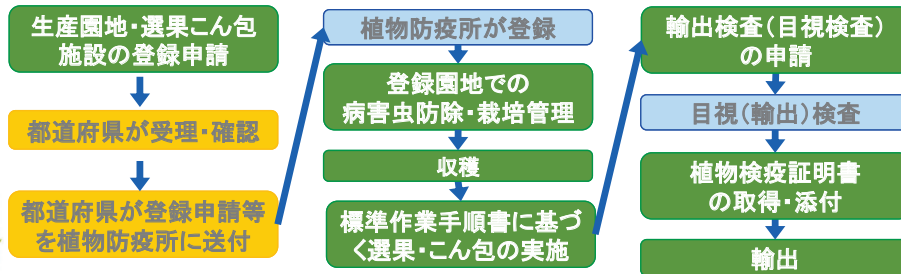
イチゴハナゾウムシ、マメコガネ、アカフツツリガ、*Monilinia fructigena*等

主な要求内容

- 生産園地及び選果こん包施設の登録（都道府県に申請して植物防疫所が登録）
- 生産園地はGAPを踏まえた農業の適正使用、病害虫防除等の実施
- 選果こん包施設は標準作業手順書に基づき選果こん包の実施
- こん包表示の実施



イチゴハナゾウムシ



©2025JPQA

11. タイ向け青果物の輸出に係る衛生証明書

JPQA

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る規制について（概要）

- 一部の青果物（りんご、いちご等）の選別・梱包施設について、**食品衛生の観点から、保健省告示第386号**に基づき、同号に定められる基準と同等以上の基準に適合していることの証明書を取得することが必要です（2019年8月～）。
- また、上記以外の青果物の選別・梱包施設については、**保健省告示第420号**に基づき、**食品衛生の観点から**、同号に定められる基準と同等以上の基準に適合していることの証明書を取得することが必要です。
- 告示第420号に係る証明書は、2021年10月7日（タイ現地の輸入者が2021年4月11日よりも前に輸入許可を得ている場合）から必要となりました。

第386号対象の青果物※

・ニンニク ・キュウリ ・リンゴ
 ・キャベツ ・トマト ・イチゴ
 ・ネギ ・メロン ・ブドウ
 ・キノコ類 ・スイカ ・ミカン
 ・ニンジン ・日本梨
 等

第420号対象（第386号対象以外）の青果物

・柿
 ・ナス
 ・キウイ
 ・サクランボ
 ・モモ
 等

・ながいも
 ・さつまいも

※ 品目の詳細はp15「タイ保健省告示第386号及び食品医薬品局通知（日本語仮訳）」をご確認ください。

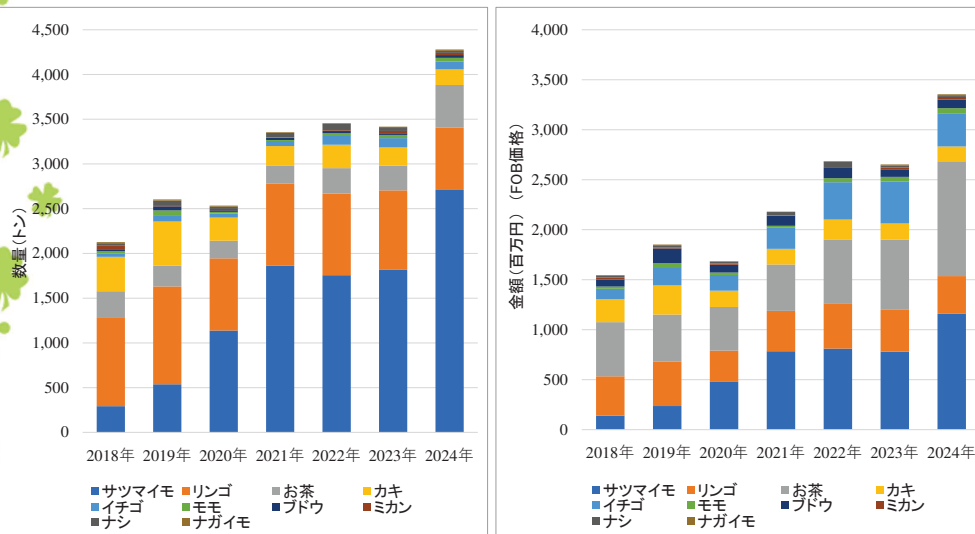
（農林水産省HPから資料を抜粋）²

（農林水産省HP：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#thailand）

©2025JPQA

12. タイ向けの主な農産物の輸出実績

JPQA



財務省 貿易統計から

©2025JPQA

13. 香港の青果物等の検疫条件一覧

JPQA

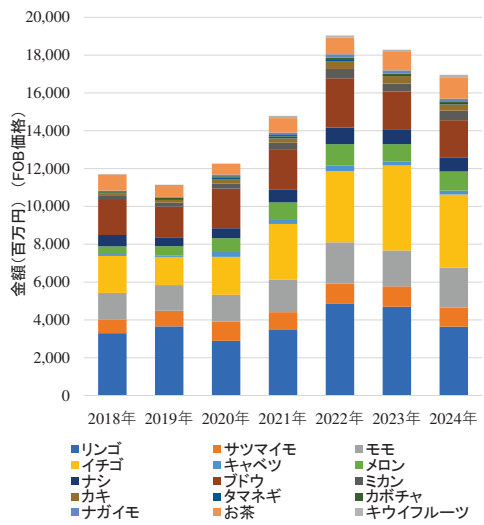
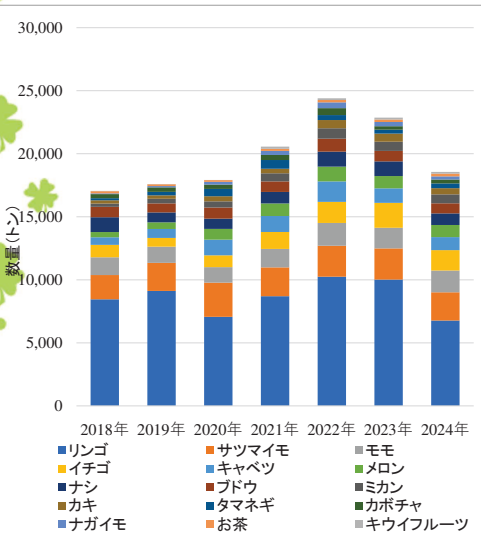
- ◆ 香港は、日本産の生果実や野菜、精米、お茶など消費用の農産物について、植物検疫証明書の添付を求めていることから、**日本で検査を受けずにそのまま輸出できる**

ただし、福島県産の野菜・果物は輸入が停止されているため輸出できない。茨城、栃木、群馬、千葉県産の果物や野菜等については、政府作成の**放射性物質検査証明書**及び**輸出事業者証明書**を添付する必要がある。

16

©2025JPQA

14. 香港向けの主な農産物の輸出実績



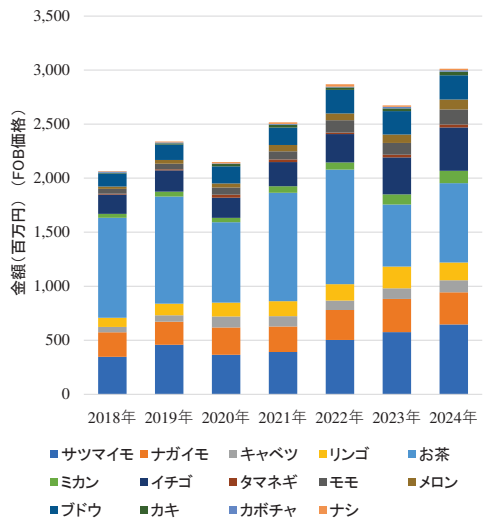
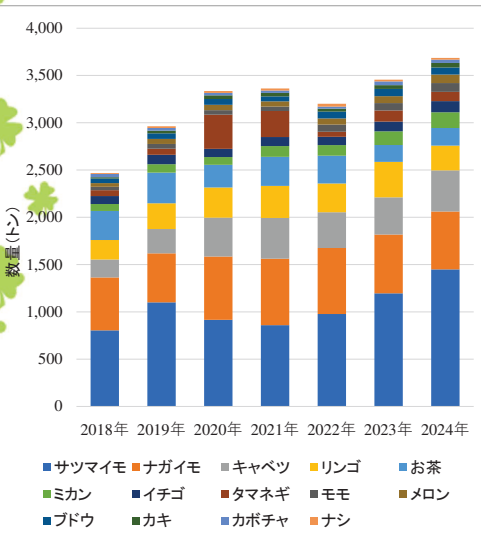
財務省 貿易統計から

15. シンガポールの青果物等の検疫条件一覧



◆ シンガポールは、日本産の生果実や野菜、精米、お茶など消費の農産物について、植物検疫証明書の添付を求めていることから、日本で検査を受けずにそのまま輸出できる

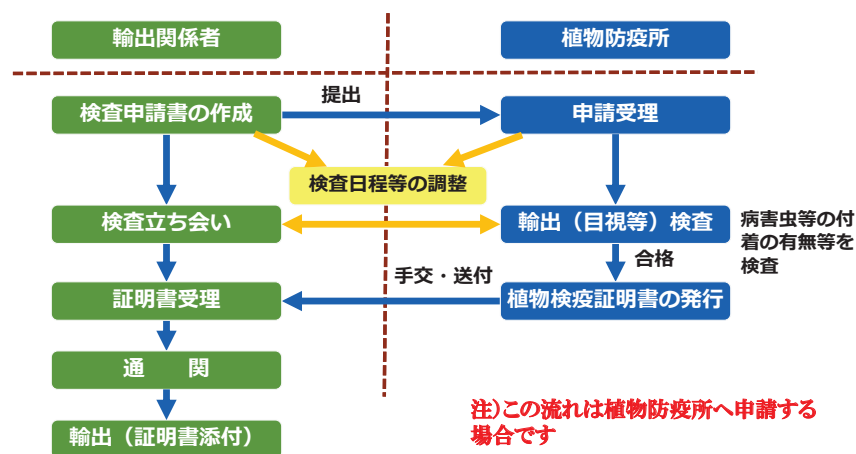
16. シンガポール向けの主な農産物の輸出実績



財務省 貿易統計から

17. 植物検疫の流れ(一般的な場合)

輸出先国から特別な要求が無く植物検疫証明書の添付を求められている場合(通常の輸出検査)



注)この流れは植物防疫所へ申請する場合です

18. 検査申請書の掲載サイト



NACCSを利用した申請



紙申請

(植物等輸出検査申請書)

植物防疫所（電子申請）：<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html>
 植物防疫所（紙申請）：<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/form/index.html>

19. 検査申請書の提出先

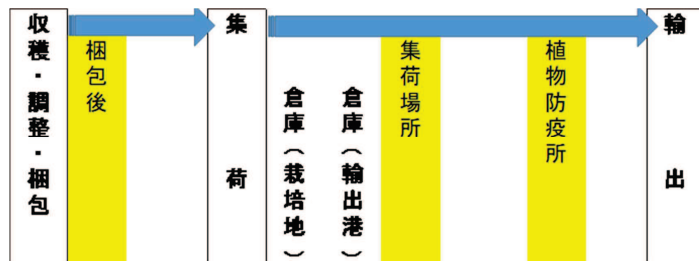
「植物等輸出検査申請書」は植物防疫所または登録検査機関に提出します。

植物防疫所	検査申請書の提出先
横浜植物防疫所	横浜、札幌、新千歳空港、釧路、小樽、室蘭・苫小牧、函館、塩釜、仙台空港、弘前、八戸、石巻、小名浜、成田、東京、鹿島、千葉、羽田空港、新潟、秋田、直江津
名古屋植物防疫所	名古屋、南部、四日市、中部空港、伏木富山、小松空港、清水、静岡空港
神戸植物防疫所	神戸、大阪、関西空港、広島、広島空港、境港、水島、尾道、坂出、小松島、松山、高知
門司植物防疫所	門司、下関、福岡、福岡空港、伊万里、長崎、鹿児島、八代、大分、細島、志布志、名瀬
那覇植物防疫事務所	那覇、那覇空港、嘉手納、平良、石垣
登録検査機関	
(株) JEVIC	(大) 秋田県立大学 (大) 東京大学大学院農学生命科学研究科
(独) 農業・食品産業技術総合研究機構	(株) UEJ (一社) 全日検
(株) ファスマック	(一社) 室苦植物検疫協会 (大) 鳥取大学
(株) 農研植物病院	(株) 東海テクノ (一社) 神戸植物検疫協会
(株) JALカーゴサービス	

植物防疫所へのお問合せ先：<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html> (2025年7月1日現在)
 農林水産省 登録検査機関：https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/yusyutu_kensakikan.html ©2025JPQA

20. 検査を実施する場所

- 検査は、植物防疫所の検査場又は輸出者等の要請に基づき、植物防疫官又は登録検査機関の担当者が生産地、集荷地、倉庫(集荷地検査)等に出向いて行われています。
- いずれの場合も、事前に検査申請書を提出し、日程を調整してください。特に集荷地検査の場合は早めに事前連絡をしてください。
- また、集荷地検査の場合、検査に適した明るさ(照明)、広さ等が必要です。
- 検査場所と輸出貨が同一である必要はありません。植物防疫所の管轄が違っていても問題ありません。



21. 高度に加工された植物はリモート検査が可能

高度加工品の輸出検査 リモートにしませんか？

業務が効率化したとの声が届いています！

高度加工品って どんなものが対象？
『物品が規制されるべきでない程度まで加工されたもの』
例えば…小麦粉、コーンスターチ、赤玉土など

これまで

検査日程の調整が大変
希望日に検査を受けるために
余裕を持った申請が必要
少量だと持ち込み検査

これから

希望日に検査可能！
直前の申請でも対応可能に！
少量でも持ち込まずOK！

横浜管内の赤玉土、小麦粉の検査はリモート導入率が100%！

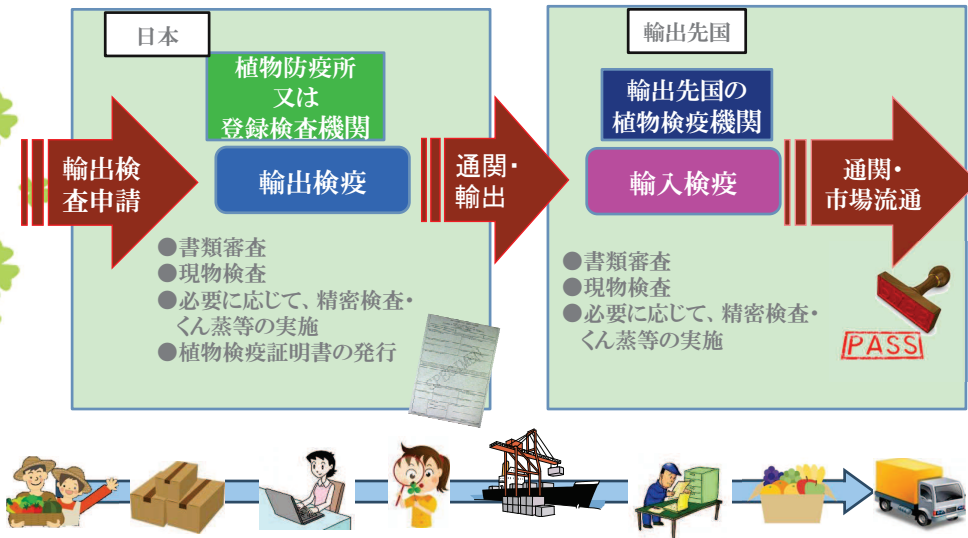
リモート検査を未導入の皆様、ご希望があれば植物防疫所までご相談ください

問い合わせ先：農林水産省 横浜植物防疫所輸出検査担当
TEL：045-211-7155

(植物防疫所のリモート検査の案内)

植物防疫所：
<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/homeisho/attach/pdf/webugoannai.pdf>

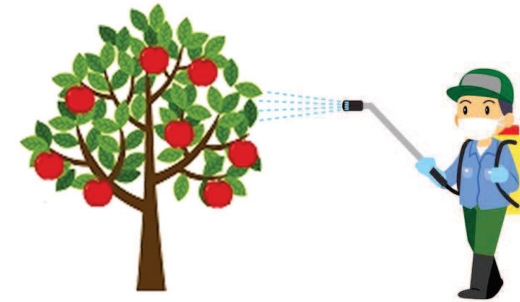
24. 植物の輸出入に関する実際の流れ



25

©2025JPQA

残留農薬



26

©2025JPQA

1. 農薬の残留基準とは

- ・食品(農作物)中に含まれることが許される残留農薬の限量
- ・残留基準を超えた食品の流通は禁止されています

(設定方法)

個々の残留基準値は、使用方法を遵守して農薬を適正に使用した場合の残留試験の結果を踏まえて設定されています

具体的には、以下のデータから設定

- 個々の農薬成分に設定されているADI
このほか、ARfDも考慮している
- 各食品の摂取量調査
- 個々の農薬の使用方法
- 作物残留試験

※ **ADI**(一日摂取許容量)とは、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量(Acceptable Daily Intake)

ARfD(急性参照用量)とは、ヒトが24時間または、それより短時間の間の経口摂取によって、健康に悪影響が生じないと推定される摂取量(Acute Reference Dose)

(厚生労働省の資料などから作成)

27

©2025JPQA

2. 諸外国における残留農薬基準値に関する情報サイト

農林水産省残留農薬サイト:

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

調査対象品目、調査対象国・地域等

○ 調査対象品目 (15品目)

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ(かんきつ類、温州みかん)、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

○ 調査対象国・地域等 (国際基準及び20か国・地域)

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

○ 調査対象農薬成分: 調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

28

©2025JPQA

2-2. 諸外国における残留農薬基準値に関する情報サイト

残留農薬基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、正確性を保証するものではありません。本基準値は、調査時点の数値であり、そ

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本の基準値 (mg/kg)	CODEXの基準値 (mg/kg)	台湾の基準値 (mg/kg)	韓国の基準値 (mg/kg)	中国の基準値 (mg/kg)	シンガポールの基準値 (mg/kg)	マレーシアの基準値 (mg/kg)
2,4-DB	2,4-DB	x	x	0.02	—	不検出	0.01	不検出	不検出	0.01
2,4-D	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-PA)	○	○	0.1	[穀]10.1	[米類]0.1	[米]0.05	基準値なし	[穀]10.2	[穀]0.1
4-CPA	4-クロロフェノキシ酢酸	○	x	0.02	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
BHC	BHC	x	x	0.2	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
DBEDC	DBEDC	○	x	0.5	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
DOT	DOT	x	x	0.2	[穀]10.1	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
EPN	EPN	x	x	0.02	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
EPTC	EPTC	x	x	0.1	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
MCPA	MCPA	○	○	0.05	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
MCPB	MCPB	○	○	0.02	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
MBANE	MBANE	x	x	0.3	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
AMISULBROM	AMISULBROM	○	x	0.1	—	0.1	0.05	[穀]10.05	[玄]10.05	0.01
AMISULBROM	AMISULBROM	○	○	0.2	—	0.5	0.05	[穀]10.05	[玄]10.05	0.01
AMISULBROM	AMISULBROM	○	○	0.05	—	0.1	0.05	[穀]10.05	[玄]10.05	0.01
ALDRIN and DIELDRIN	ALDRIN and DIELDRIN	○	x	0.1	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
ISOXADIFEN-ETHYL	ISOXADIFEN-ETHYL	○	○	0.2	—	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01
ISOPROTHIOLANE	ISOPROTHIOLANE	○	○	0.02	[穀]11.5	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01
ISOPROTHIOLANE	ISOPROTHIOLANE	○	○	10	[穀]11.5	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01
ISOPROTHIOLANE	ISOPROTHIOLANE	○	○	0.05	[穀]11.5	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01
ISOPROTHIOLANE	ISOPROTHIOLANE	○	○	0.05	[穀]11.5	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01
ISOPROTHIOLANE	ISOPROTHIOLANE	○	○	0.4	—	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01
ISOPROTHIOLANE	ISOPROTHIOLANE	○	x	3.0	[穀]10	[米類]10	[米類]1.5	[米]0.2	[玄]10	[穀/玄]3
ISOPROTHIOLANE	ISOPROTHIOLANE	○	○	0.2	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
ISOPROTHIOLANE	ISOPROTHIOLANE	○	x	0.05	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
ISOPROTHIOLANE	ISOPROTHIOLANE	x	x	0.05	—	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
ISOPROTHIOLANE	ISOPROTHIOLANE	x	x	0.2	[米]18.1	不検出	0.01	[穀]1	[米]18.1	[米]10

農林水産省 残留農薬サイト：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

3. 台湾の残留農薬基準値の掲載サイト



台湾 衛生福利部：<https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=127>

台湾 衛生福利部：<https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=127>

4. 台湾の残留農薬基準値超過等による不合格情報サイト



台湾 衛生福利部：https://www.fda.gov.tw/UnsafeFood/UnsafeFood.aspx#ctl00_content_ListPanel

台湾 衛生福利部：https://www.fda.gov.tw/UnsafeFood/UnsafeFood.aspx#ctl00_content_ListPanel

5. 台湾で残留農薬基準値超過により不合格となった事例 2024年



品名	件数	検出された農薬成分名	品名	件数	検出された農薬成分名
アズキ	1	ピリベンカルブ	サツマイモ	1	フェプロニル
イチゴ	32	アクリナトリン、アセキノシル、アセタミプリド、イソピラザム、スピロテトラマト、チアクロプリド、ピフェナゼート、フェンヘキサミド、フルジオキシニル、フロニカミド、メパニピリム、ルフエスロン	ジュンサイ	1	イミダクロプリド
		スイカ	2	ニテンピラム	
ネギ	6	アミスルプロム、シアントラニプリロール、メタフルミゾン、ホキシフェンジド	ブドウ	1	シアントラニプリロール
オレンジ	1	フェンヘキサミド	ブルーベリー	1	ジウロン、ノバルロン
カボチャ	1	ヘブタクロル	ミカン	18	クロルピリホス、シアントラニプリロール、テトラジホン、フェントエート、メタフルミゾン
カキ	1	クロルフルアズロン			
カレー粉	2	リン化水素	メロン	10	エトフェンプロックス、シエノピラフェン、テトラニプリロール、ニテンピラム、ピリフルキナゾン、フェニトロチオン、マラチオン、メパニピリム
キウイフルーツ	4	イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、プロプロフェジン			
キンカン	7	イソフエタミド、フルベンジアミド	モモ	1	クロルピリホス
ケール	1	アミスルプロム	ユズ	1	ボスカリド
玄米	2	ヒ素	リンゴ	1	テトラジホン
コメ	1	ヒ素	合計	97	
サケランボ	1	シエノピラフェン			

※ 台湾の衛生福利部のサイトから2024年1月～12月の日本産を検索して整理

6. 台湾で残留農薬基準値超過により不合格となったイチゴの事例



(2024年1月1日～12月31日までに台湾がHPで公表した日本産イチゴの不合格事例)

農薬成分名	農薬名	件数	検出濃度 (ppm)	台湾基準値 (ppm)	日本基準値 (ppm)	
					改正前	改正後
アクリナトリン	アーデント	2	0.02, 0.04	不検出	0.3	
アセキノシル	カネマイト	4	0.02～0.12	不検出*	2	
アセタミプリド	モスピラン	1	1.10	1.0	3	
イソピラザム	ネクスター	2	0.35, 0.70	不検出	5	
スピロテトラマト	モベント	3	0.02～0.10	不検出	10	
チアクロプリド	バリアード	1	1.01	0.01	3	
ピフェナゼート	マイトコーネ	1	2.70	2.0	5	
フェンヘキサミド	ジャストミート	1	0.20	不検出	10	
フルジオキシニル	セイビアー	1	2.10	2.0	5	
フロニカミド	ウララ	18	0.02～1.20	0.01*	2	
メパニピリム	フルピカ	2	1.10, 2.10	1.0	7	
ルフエスロン	マッチ	5	0.70～0.90	0.5	1	

注 件数は、1検体から複数の農薬成分が検出されているものもあることから不合格件数とは合致しない。
台湾基準値は、不合格当時の基準値で、*印は、その後基準値が変更されている

7. 台湾における残留農薬基準値の見直しの状況(イチゴ)



農薬成分名	農薬名	改正日	台湾の基準値 (ppm)		日本基準値 (ppm)
			改正前	改正後	
アセキノシル	カネマイト	2024.4.1	不検出	1.0	2
クロルフェナピル	コテツ	2024.4.1	0.01	0.5	5
シアントラニリプロール	ベネビア、ベリマーク	2023.11.10	不検出	1.5	2
フロニカミド	ウララ	2024.4.1	0.01	0.7	2

いちごの不合格事例



- アセキノシル:2024年に4件の基準値超過があったが、この改正で0になる
- クロルフェナピル:2023年に1件、2022年に17件の基準値超過があったが、この改正で0になる
- シアントラニリプロール:2023年に10件、2022年に2件の基準値超過があったが、この改正で0になる
- フロニカミド:2024年に18件、2023年に10件、2022年に14件の基準値超過があったが、この改正で基準値超過が1件のみとなる

8. 台湾向けイチゴの残留農薬の課題と対策



課題

- ◆ イチゴの国内出荷量は約161,100トン(2024年)で、このうち輸出されたイチゴは約2,500トンと僅かに1.6%弱。多くの生産者は国内向けに生産し、輸出の意識が薄い。
- ◆ 日本と台湾では残留農薬基準値が異なる。台湾では、登録の無い農薬は不検出とされている。
- ◆ 日本と台湾では分析方法が異なる。台湾は、**ヘタを含めて**(日本はヘタを除去)QuEChERS法で前処理後に一斉分析する。

対策

- ◆ **代替農薬の使用**(台湾と日本の基準値が同じ若しくは台湾が高い農薬の使用)
- ◆ 育苗期及び定植時の防除の徹底(二酸化炭素処理などの活用)
- ◆ UV-B電球型蛍光灯又は電球型UV-B LEDでの紫外線照射
- ◆ バンカーシートなどの天敵導入、微生物製剤などの生物農薬や気門封鎖剤などの物理的防除法の利用など**IPM**を指向した防除体系の策定
- ◆ 台湾の基準値が不検出の農薬については収穫75日前までの使用。台湾の基準値が0.1ppmなら10日後の収穫、1ppmなら収穫直前に散布しないなどで不合格にならない可能性がある
- ◆ 防虫ネット、二重扉、エアーカーテン等の設置など病害虫の侵入防止措置

(対策は「いちごの病害虫防除マニュアル(農研機構)」等を参照)

イチゴの病害虫防除マニュアル：<https://jppfruit-export.jp/ichigo/images/JFECmanual03.pdf>

9. 台湾で残留農薬基準値超過により不合格となったミカンの事例



(2024年1月1日～12月31日までに台湾がHPで公表した日本産ミカンの不合格事例)

農薬成分名	農薬名	件数	検出濃度 (ppm)	台湾基準値 (ppm)	日本基準値 (ppm)
クロルピリホス	ダーズバン	2	0.03, 0.38	0.01	1
シアントラニリプロール	エクシレル	9	0.01～0.08	不検出	0.7
テトラジホン	テデオ	1	0.12	不検出	2
フェントエート	エルサン	6	0.30～0.40	0.2	0.1
マンジプロパミド	レーバス	1	0.18	不検出*	3
メタフルミゾン	アクセル	2	0.03, 0.04	0.01	8

注 件数は、1検体から複数の農薬成分が検出されているものもあることから不合格件数とは合致しない。
台湾基準値は、不合格当時の基準値で、*印は、その後基準値が変更されている

10. 台湾で残留農薬基準値超過により不合格となったメロンの事例



(2024年1月1日～12月31日までに台湾がHPで公表した日本産メロンの不合格事例)

農薬成分名	農薬名	件数	検出濃度 (ppm)	台湾基準値 (ppm)	日本基準値 (ppm)
イプロジオン	ロブラール	1	0.33	0.01	8
エトフェンプロックス	トレボン、アースガーデン	1	0.08	0.06	2
シエノピラフェン	スターマイト	1	0.01	不検出	0.5
テトラニプロロール	ヨーバル	1	0.02	不検出	0.5
ニテンピラム	ベストガード	3	0.02～0.04	不検出	0.7
ピフルブミド	ダニコング、ダブルフェース	2	0.02、0.03	不検出	0.5
ピリフルキナゾン	コルト	1	0.02	不検出	0.05
フェニトロチオン	スミチオン	1	0.05	0.01	0.02
フェントエート	エルサン	2	0.11、0.20	0.01	0.02
マラチオン	マラソン、マラパッサ	1	0.03	0.02	8
メパニピリム	フルピカ	1	0.03	不検出	2

注 件数は、1検体から複数の農薬成分が検出されているものもあることから不合格件数とは合致しない。
台湾基準値は、不合格当時の基準値

11. 台湾で残留農薬基準値超過により不合格となった事例



2025年

品名	件数	検出された農薬成分名
イチゴ	16	アクリナトリン、イソピラザム、シフルメトフェン、スピノサド、スピロテトラマト、チアクロプリド、テトラニプロロール、ピフルブミド、ホスチアゼート、メパニピリム
カレー粉	1	リン化水素
カンキツ	2	シアントラニプロロール、プロチオホス
キンカン	22	フルベンジアミド、スピロメシフェン
サクランボ	1	ピリベンカルブ
シシトウ	1	シエノピラフェン
ソラマメ	1	フルフェノクスロン
ブルーベリー	1	ピリベンカルブ
ミカン	1	メタフルミゾン
メロン	2	テトラニプロロール
ユズ	2	ボスカリド
ユリ根	1	フルアジナム
リンゴ	1	キノメチオナート
合計	52	

※ 台湾の衛生福利部のサイトから2025年1月～6月30日までの日本産を検索して整理

11. タイの残留農薬基準値の掲載サイト



ประกาศกระทรวงสาธารณสุข เรื่อง กำหนดค่าขีดจำกัดปริมาณสารพิษตกค้างทางการเกษตรใน ผักสดและผลไม้ที่นำเข้าจากต่างประเทศ

กระทรวงสาธารณสุข

ประกาศกระทรวงสาธารณสุข ฉบับที่ 387 พ.ศ. 2560 เรื่อง กำหนดค่าขีดจำกัดปริมาณสารพิษตกค้างทางการเกษตรใน ผักสดและผลไม้ที่นำเข้าจากต่างประเทศ

ประกาศกระทรวงสาธารณสุข ฉบับที่ 393 พ.ศ. 2561 เรื่อง กำหนดค่าขีดจำกัดปริมาณสารพิษตกค้างทางการเกษตรใน ผักสดและผลไม้ที่นำเข้าจากต่างประเทศ

ประกาศกระทรวงสาธารณสุข ฉบับที่ 419 พ.ศ. 2563 เรื่อง กำหนดค่าขีดจำกัดปริมาณสารพิษตกค้างทางการเกษตรใน ผักสดและผลไม้ที่นำเข้าจากต่างประเทศ

タイ 食品・医薬品検査所： <https://logistics.fda.moph.go.th/precautions-for-vegetables-and-fruits/%20surveillance-measures-for-imported-fresh-vegetables-and-fruits-that-may-contain-agricultural-pestici>

13. タイで残留農薬基準値超過により不合格となった事例



品名	件数	検出された農薬成分名	農薬名	タイ基準値 (ppm)	日本基準値 (ppm)
サクランボ	1	ピフェントリン	テルスター	0.05	2
	1	クロルフェナビル	コテツ	0.01	1
ホウレンソウ	1	バラコート	ブリクロックス (ジクワット・バラコート)	0.07	0.07
ブドウ	1	テブフェンピラド	ピラニカ	0.01	0.5
モモ	1	テブフェンピラド	ピラニカ	0.01	1
ミカン	1	クロルピリホス	ダーズバン	0.01	1

※ タイの食品・医薬品検査所のサイトから2025年版の日本産を検索して整理

タイ 食品・医薬品検査所： https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=776354439241015296&name=Retention_VHR_2025.06.19.pdf

14. 香港の残留農薬基準値の掲載サイト

JPQA



The screenshot shows the 'View Legislation' page for the 132CM (Food Residue Control Regulations). The page includes a search bar, a table of contents, and a list of sections. The table of contents is as follows:

第一節	第二節	第三節	第四節	第五節
總則	禁藥	禁藥物之定義	食物類別	最高殘留量 (毫克/公斤)
1. (已失效而廢去)				
2. 釋文	23.8	條例	條例	0.05
3. 適用範圍	23.9	條例	條例	2
4. 含有除害劑殘留量之食物類別	23.10	條例	條例	2
- 雜貨等事宜	23.11	條例	條例	1
5. 特定禁食食物或食物除外之最高殘留量及最高殘留量之原則	23.12	條例	條例	0.2
- 再殘留量之原則	23.13	條例	條例	0.4
6. 特定合成食物之最高殘留量及最高殘留量之原則	23.14	條例	條例	10
- 再殘留量之原則	23.15	條例	條例	0.2
- 再殘留量之原則	23.16	條例	條例	0.05
- 再殘留量之原則	23.17	條例	條例	0.3
7. 特定含有除害劑殘留量之食物類別之安全性的因素	23.18	條例	條例	0.3
8. 署長可提出法律程序				
- 附表1	23.19	條例	條例	0.5
- 附表2 豁免除害劑	23.20	條例	條例	0.5
	23.21	條例	條例	1
	23.22	條例	條例	0.5

香港特別行政區政府律政司『電子版香港法例』：
<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132CM!sc@2015-01-29T00:00:00>

©2025JPQA

15. シンガポールの残留農薬基準値の掲載サイト

JPQA



The screenshot shows the 'Food Regulations' page on the Singapore Government Website. The page includes a table of contents and a detailed table of maximum amounts of pesticides. The table of contents is as follows:

Part I PRELIMINARY	Part II ADMINISTRATION	Part III GENERAL PROVISIONS
1 Citations	3 Fees	5 General requirements for labelling
2 Definitions	4 Analyst's certificates for perishable foods	6 Exemptions from regulation 5
		7 Containers to be labelled
		8 Hangers to be labelled
		9 Prohibition information panel
		9A Prohibition on false or misleading statements, etc. on labels
		9B Exemptions from prohibitions on claims on labels
		9C Limitations on making particular statements or claims on labels
		10 Date marking
		10A Removal, etc. of date marking prohibited

The detailed table of maximum amounts of pesticides is as follows:

Column 1 Substance	Column 2 Maximum residue limit (ppm)	Column 3 Type of food
Acetophenone	10	lettuce
	5	tomatoes, cottonseeds, broccoli, cabbages, cauliflower, kale, Brussels sprouts, citrus fruits
	1	soya beans
	0.5	potatoes
	0.2	eggs, edible offal, fat of meat, meat
	0.1	milk, nuts
	0.1	seed and pod vegetables, rice grain
Acidoxifen	0.5	nuts
	0.02	milk, meat, eggs
Alachlor	0.01	wheat, barley, maize, seed and pod vegetables, cabbages, cauliflower, nuts
	0.001	meat, milk
Aldicarb	0.5	potatoes
	0.2	strawberries, citrus fruits
	0.1	coffee beans
	0.05	cottonseed, maize, onions, nuts
	0.02	sugar-cane, cereal grain, soya beans

Food Regulations : <https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20180327&ProvIds=Sc9-#Sc9->

©2025JPQA

16. 日本の残留農薬基準値の掲載サイト

JPQA



The screenshot shows the 'Residue Pesticide Standard Search System' website. The page includes a search bar and a table of contents. The table of contents is as follows:

用語の説明・注意事項	ポジティブリスト制度Q&A	食品分類表
Q 農業等から探す	Q 食品分類から探す	
○ 英語	○ 農産食品	
○ あり	○ 畜産食品	
○ かけ	○ 加工食品	
○ 8行	○ ミネラルウォーター類	
○ た行	○ その他の一般食品	
○ ない		
○ 存行		

公益財団法人 日本食品化学研究振興財団 : <https://db.fccr.or.jp/>

©2025JPQA

おわりに



44

©2025JPQA

1. 農産物を輸出する場合のその他の規制等

- **福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制**
農林水産省：https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html
- **ワシントン条約**
ラン、サボテン、アロエなど移動規制の植物がある
経済産業省：https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_about.html
- **種苗法**
品種登録された苗等を輸出する場合は、育成者権者の承諾が必要
農林水産省品種登録ホームページ：<https://www.hinshu2.maff.go.jp/>
UPOV条約(農林水産省)：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/shinkyu/attach/pdf/shinkyu-20.pdf>
- **カルタヘナ議定書**
遺伝子組換え植物を輸出する場合は、輸入国に通告・通報等の手続き
外務省：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kanky/jyoyaku/cartagena.html>
農林水産省：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/about/>

1-2. 農産物を輸出する場合のその他の規制等

- **ハラルの規制**
イスラム教の国に輸出する場合は、ハラルにも注意が必要。
(一社)ハラル・ジャパン協会：<https://jhba.jp/>
- **食品衛生等に係る規制**
 - ・タイ向けの一部の食品については、食品衛生に係る施設認定やGMP証明書の添付などが求められている
 - ・インド向け農産物については、NON-GM証明が求められている
- 農林水産省(各国の食品関連規制)：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kakukokukisei.html>
食品の容器や表記の規制
食品産業センター：<https://yushutukisei.com/other/?c=package-regulations>
- **食品添加物などの規制**
食品添加物についても各国によって規制が異なる
食品産業センター：https://yushutukisei.com/food_additives_list/
- **参考**
OMARS(海外食品規制チェックサイト)：<https://export-regulations.maff.go.jp/>
JETRO(農林水産物・食品に関する制度)：<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

2. 農産物の輸出に当たって確認・実施すべき事項

- **植物検疫条件の確認**
 - ・農産物(植物)は輸出先国、輸出する品目によって検疫条件が異なる。
 - ・どの国に何を輸出するかを決め、その国の検疫条件を確認する。
- **輸出先国の植物検疫条件をクリアするための手続きを行う**
 - ・生産園地や選果こん包施設等の登録等はいらないか。
 - ・Import Permit, Import quotaなどの事前の取得は必要ないか。
 - ・消毒等の措置が求められていないか。
 - ・こん包表示等の規制がある場合、適切に表示しているか。
 - ・植物検疫証明書の添付が求められていないか。添付が求められている場合は、植物防疫所又は登録検査機関に検査申請し受検する必要がある。
- **残留農薬基準値の確認**
 - ・残留農薬基準値は輸出先国によって異なる。
 - ・日本の基準値よりも極端に低く設定されている農薬はできるだけ使用しないことが望ましい。
 - ・代替農薬の利用、IPMを取り入れた病害虫防除などを実践する。

2-2. 農産物の輸出に当たって確認・実施すべき事項

- **その他の規制等の確認**
 - ・原発事故に伴う規制があるか確認する。
 - ・輸出先国、輸出品目によっては、食品衛生法に基づく規制(証明書の添付、施設認定)や産地証明書などの添付が必要となるので確認する。
 - ・輸出先国によってはハラル規制などがあるので確認する。
 - ・食品添加物に係る規制についても国によって異なるので確認する。
 - ・遺伝子組み換え食品に係る規制等を行っている国もあるので確認する。
 - ・パッケージ表示について、英語表記の規制等がある場合は、適切に表示されているか確認する。
- **出荷する農産物に病害虫や土の付着はないか**
 - ・農産物は病害虫や土の付着するおそれがある。適切に選果こん包し、病害虫や土の付着の無いものを出荷することも重要です。
- **その他**
 - ・間接輸出するのか、直接輸出するのかなどを検討する。
 - ・その他、貿易に必要な書類の作成、手続き等を確認する。

3. 農産物の輸出に係る課題解決支援事業

農産物の輸出に係る課題解決支援のご案内

お手伝いします!

農産物の輸出

相談料 無料!

生果家
野菜
など

各分野の専門窓
事務局

農産物・産地・輸送・販売 専門家

一般社団法人 全国植物検疫協会

輸出国の規制に係る課題解決支援事務局

070-1187-1520 FAX: 03(5294)1525

Email: support@zenshoku-kyo.or.jp

URL: <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

TEL: 03-5294-1525 東京都千代田区神田 3-6-3 伊田ビル



一般社団法人 全国植物検疫協会 では 農産物の輸出に係る課題等の解決を支援します!

ご相談 → 現地体制の構築 → 技術的支援の実施

まずはお電話・FAX、ホームページよりお問い合わせください。輸出に関するお問い合わせは、お電話にてお申し込みください。お申し込み後、お電話にてお申し込みの状況を確認いたします。

事務局がご相談者と共に、現地の検疫官と現地支援センターの検疫官、産地関係者などを中心とした現地体制を構築します。

技術的支援の実施は、専門家の検疫官を中心として、現地検疫官、産地関係者などを中心とした現地体制の構築に合わせた技術的支援を実施します。

お問い合わせは、お電話・FAX、ホームページよりお問い合わせください。

お困りごとには 相談窓口 まで お問い合わせください

<p>北海道</p> <p>北海道植物検疫協会内 (札幌市) 070(1)485(7)273</p> <p>小樽支店植物検疫協会内 (小樽市) 070(1)549(6)147</p> <p>一般社団法人全国植物検疫協会内 (函館市) 070(1)369(5)925</p>	<p>東北</p> <p>青森植物検疫協会内 (青森市) 070(3)176(8)427</p> <p>岩手支店 (岩手市) 070(1)689(3)468</p> <p>秋田植物検疫協会内 (秋田市) 070(1)889(4)961</p>	<p>関東</p> <p>茨城支店 (水戸市) 070(1)46(1)5879</p> <p>栃木支店 (宇都宮市) 070(1)620(0)038</p> <p>群馬支店 (高崎市) 070(1)185(2)975</p> <p>一社 大宮植物検疫協会内 (大宮市) 070(3)236(8)765</p> <p>群馬支店植物検疫協会内 (群馬市) 070(1)423(9)276</p>	<p>中部</p> <p>一社 高山植物検疫協会内 (岐阜市) 070(1)268(2)752</p> <p>一社 北陸植物検疫協会内 (福井市) 070(1)499(7)756</p> <p>一社 南信濃植物検疫協会内 (長野市) 070(1)46(1)6169</p> <p>一社 北陸支店 (金沢市) 070(1)452(6)380</p> <p>一社 福井支店 (福井市) 070(1)556(4)312</p>	<p>近畿</p> <p>一社 神戸植物検疫協会内 (神戸市) 070(1)185(2)975</p> <p>一社 大阪植物検疫協会内 (大阪市) 070(3)236(8)765</p> <p>一社 和歌山植物検疫協会内 (和歌山市) 070(1)423(9)276</p>	<p>中国</p> <p>一社 岡山植物検疫協会内 (岡山市) 070(1)46(1)6169</p> <p>一社 広島植物検疫協会内 (広島市) 070(1)452(6)380</p> <p>一社 山口植物検疫協会内 (山口市) 070(1)423(9)276</p>	<p>四国</p> <p>一社 徳島植物検疫協会内 (徳島市) 070(1)423(9)276</p>	<p>九州</p> <p>一社 福岡植物検疫協会内 (福岡市) 070(1)423(9)276</p>
--	---	---	--	---	---	---	---

©2025JPQA

ご清聴ありがとうございました

ご不明な点等があればご相談ください

- 一般社団法人全国植物検疫協会
- 電話番号: 070-1187-1520 03-5294-1520
- e-mail: support@zenshoku-kyo.or.jp

